

内閣参質一八八第六号

平成二十七年一月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員浜田和幸君提出ロシアの通貨ルーブルの暴落によるロシアに進出している日系企業への支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田和幸君提出ロシアの通貨ルーブルの暴落によるロシアに進出している日系企業への支援に関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第七十一条第一項の規定に基づき、外国為替資金特別会計に外国為替資金を置き、外国為替等を保有しているが、その通貨別の保有残高については、金融・為替市場に不測の影響を与えるおそれがあるため、公表しないこととしており、お答えすることを差し控えたい。

三について

外務省の海外在留邦人数調査統計によれば、平成二十五年十月一日現在、ロシアにおける日系企業拠点数は、四百二十五である。

四について

従来から在外公館を中心に情報提供を含む日本企業に対する支援を行ってきたところであるが、市場の動向等を注視しつつ、引き続き適切な支援を行っていく。

## 五について

ロシアではルーブルの価格下落やインフレ等が進行していることに対して、ロシア政府及び中央銀行が対策を講じているものと承知しており、現時点でロシアに対する金融支援を行うことは考えていない。